押印(実印)及び印鑑証明書の添付を要する「財産の分割の協議に関する書類」 【相続税・贈与税の特例関係】

下表のとおり、相続税又は贈与税の特例の適用を受ける際に「財産の分割の協議に関する書類」(遺産分割協議書等の写し)を添付する際には、押印等が必要となりますので、御留意ください。

対象の特例	押印等の内容
配偶者に対する相続税額の軽減	
(相続税法第19条の2)	
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	
(租税特別措置法第69条の4)	
特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例	
(租税特別措置法第69条の5)	
農地等についての相続税の納税猶予及び免除等	
(租税特別措置法第70条の6)	
山林についての相続税の納税猶予及び免除	財産の取得状況を証する書類
(租税特別措置法第70条の6の6)	として「財産の分割の協議に関する書類(遺産分割協議書等)」 を添付する場合は、その相続に
特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除	
(租税特別措置法第70条の6の7)	
個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除	係る全ての共同相続人等の押
(租税特別措置法第70条の6の10)	<u>印 (実印) があるものの写し</u> と、 その押印に係る <u>印鑑証明書の</u>
非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除	
(租税特別措置法第70条の7の2)	
非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例	<u>添付</u> が必要となります。
(租税特別措置法第70条の7の6)	
医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税	
猶予及び免除	
(租税特別措置法第70条の7の9)	
医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除	
(租税特別措置法第70条の7の12)	
医療法人の持分についての相続税の税額控除	
(租税特別措置法 70 の 7 の 13)	